

ふるさと応援の活性化

～ふるさと納税がより拡がるための提案～

(福井県)

平成26年10月9日

「ふるさと納税」がさらに拡がるための制度（提案）

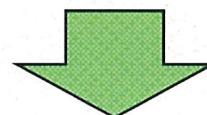
■ 個人住民税の特例控除額の上限を引上げ（現行1割 ⇒ 2割）

(例)夫婦・子2人、年収700万円、住民税所得割35万円の方が寄附できる上限額

【現在】

寄附可能額 52,000円

※特例控除額の上限の引上げにより
寄附できる額が 2倍増（5万円増）



【引上げ後】

寄附可能額 102,000円

■ 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

- ・退職所得にかかる個人住民税について、寄付金控除を適用する仕組みを創設

■手続きの簡素化

- ・給与所得者の「ふるさと納税」については、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設
- ・マイナンバー制度の活用により、確定申告書の作成・提出が簡単に行える仕組みの導入

マイナンバー制度活用による確定申告手続きの簡素化案

寄付者の確定申告の手続き

現行制度

- ①確定申告書に添付が必要な書類
- ・勤務先が発行する源泉徴収票
 - ・寄附を受け付けた自治体が発行する寄附金領収書

②確定申告書の作成

添付書類の内容を確定申告書に転記

③税務署に確定申告書を提出

簡素化案

○マイナンバーの活用により確定申告書がパソコン上で自動作成される。

「送信」するだけで申告完了

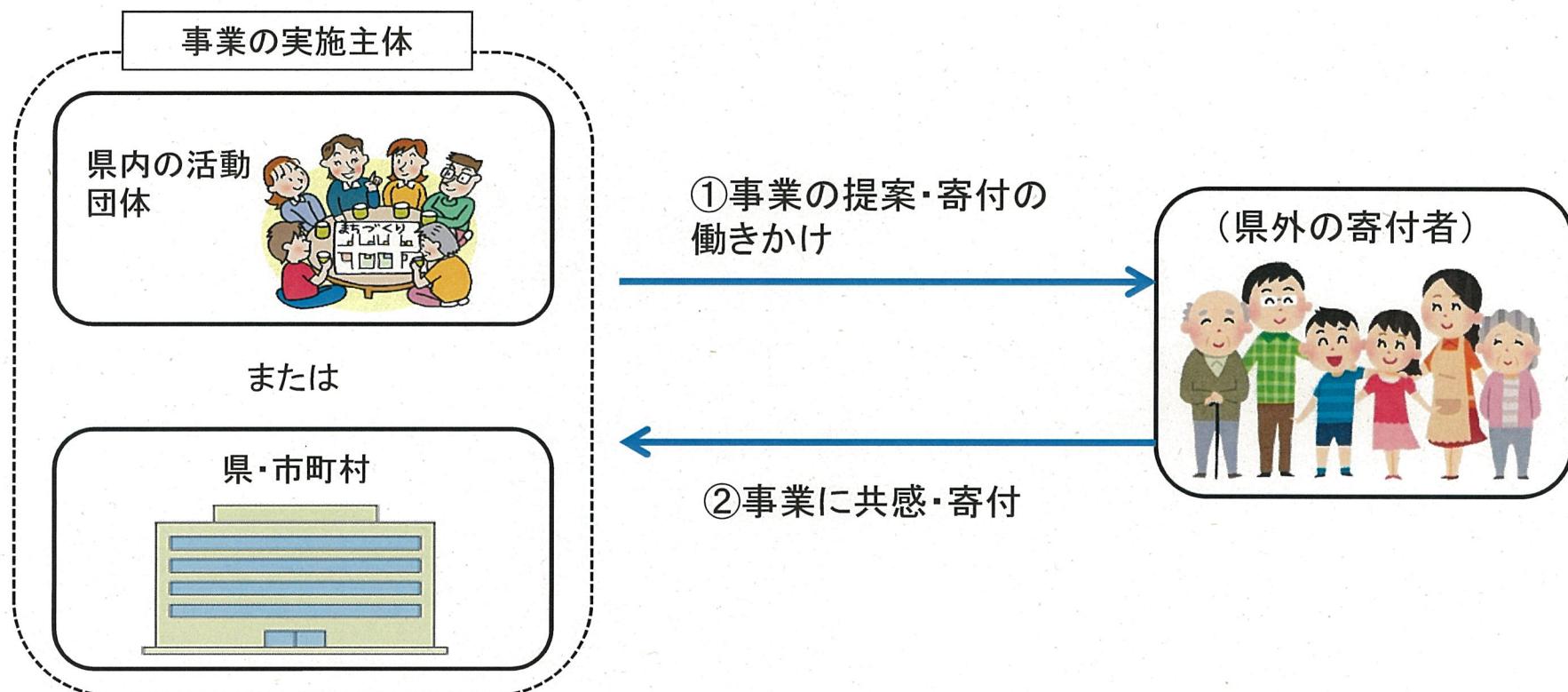
現行制度との比較

- ①書類の添付は省略
- ②③自動的に作成後、送信

ふるさと応援ファンディング

<概要>

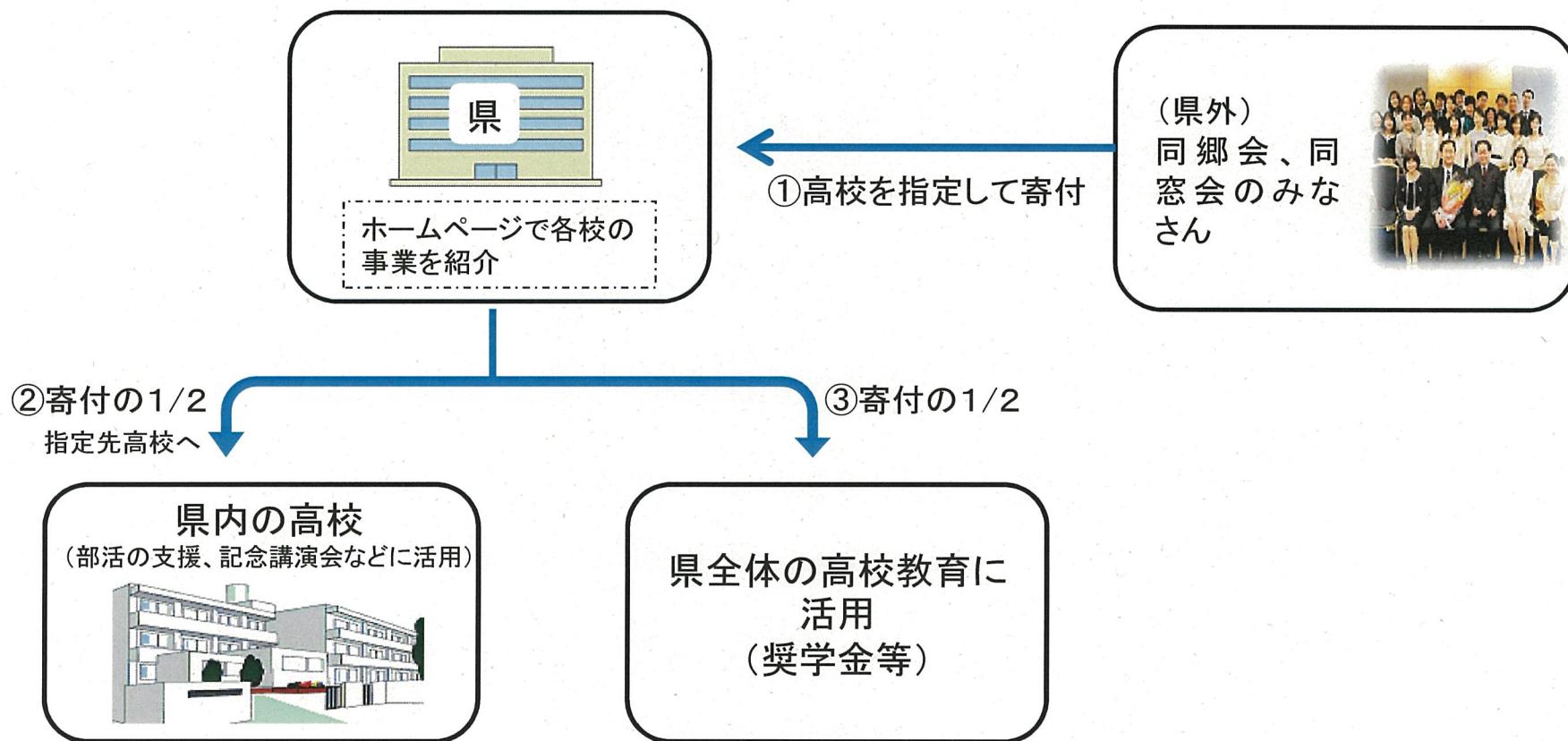
- ・寄付の対象とする事業をあらかじめ提示し、寄付を働きかけ（“共感”を呼び起こし）
- ・事業内容に共感した人が寄付



ふるさと母校応援

<概要>

- ・卒業生等が母校を指定して寄付
- ・寄付の1/2は指定された高校へ、残り1/2は県全体の高校教育に活用



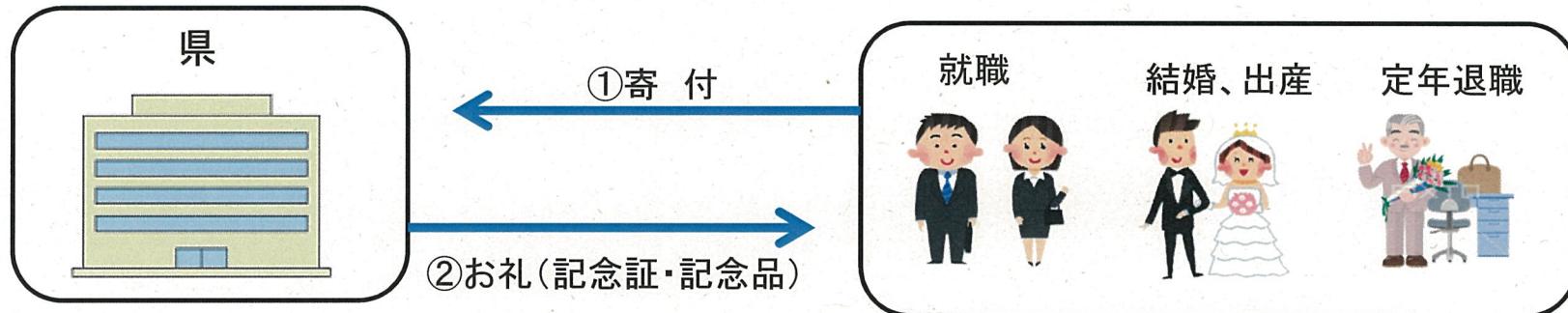
ふるさと納税の新しい取組み(3)

ふるさとへの記念日納税

～人生の一大イベント時にふるさとへ感謝の気持ちを～

<概要>

- ・寄付者にとっての特別な日を記念してふるさとへ寄付してもらう。
- ・寄付者へ記念日を示した記念証を送り、県がともに記念日を祝う。



(記念証イメージ)

記念品(少額の品から選択)

- ・記念日の地元新聞(保存用に加工)
- ・ふるさと百景の写真
- ・越前和紙等の記念品

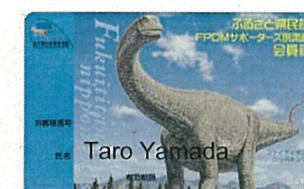
(参考) 福井県において実施中の取組み

<手続きの簡素化>

- ・(通常)郵便局等で振り込み ⇒ インターネット上でクレジットカードによる即時決済
(10分程度で手続き完了)
- ・(通常)県分と市町村分は別窓口へ寄付 ⇒ 県の窓口で市町村への寄付も受付

<寄付者との関係づくり>

- ・「ふるさと県民証」の進呈
特典…恐竜博物館や美術館等の県立文化施設の入館料が1年間無料
- ・観光情報、直近の地元新聞の記事写を送付



<県民証イメージ>

<制度の普及を目指した取組み>

- ・ふるさと納税情報センターを設置
ふるさと納税に関する情報を集約し提供するため、平成20年に福井県が開設
各都道府県の寄付額の実績や自治体のユニークな取組み、制度拡充に関する動向等を紹介
- ・東日本大震災被災地のふるさと納税受付代行
平成23年3月29日～10月31日 岩手、宮城、福島の3県への寄付を代行受領
427件 1,548万円を福井県から3県へ送付

